

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年1月29日 午後3時
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
- 議第 7号 非農地通知の取消願いについて
- 議第 8号 平成28年度農作業賃金・機械作業料金について

- 報告事項
- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
 - 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
 - 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第 5号 作付変更届について
 - 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 32名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 3番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 4番 藤 田 吉 則 委員 | 5番 栞 原 一 郎 委員 |
| 6番 野 崎 文 夫 委員 | 7番 五十嵐 秀 一 委員 |
| 8番 蒲 澤 正 委員 | 9番 大 桃 伸 之 委員 |
| 10番 眞 野 薫 委員 | 11番 坂 井 良 雄 委員 |
| 12番 大 竹 正 信 委員 | 13番 原 正 利 委員 |
| 14番 羽 生 俊 昭 委員 | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員 | 17番 捧 譽 委員 |
| 18番 内 山 清 委員 | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 20番 村 井 善一郎 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |
| 22番 阿 部 眞佐雄 委員 | 23番 田 邊 稔 委員 |

24番 阿部 銀次郎 委員	25番 清野 秀作 委員
26番 星野 英治 委員	27番 内山 敏雄 委員
28番 渡邊 勝夫 委員	30番 原田 勝 委員
31番 小林 茂宏 委員	32番 坂井 浩行 委員
33番 横山 一雄 委員	34番 廣川 哲也 委員

欠席委員 2名

2番 村山 佐喜雄 委員	29番 熊倉 睦 委員
--------------	-------------

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	堀 雅志
経営基盤係副参事	渡辺 正美
経営基盤係主任	堀江 定昭
経営基盤係主任	高野 久美子

午後3時10分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、定刻になりましたので、1月の定例総会を開会したいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席32名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。11番、坂井良雄委員、25番、清野秀作委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、1番、渡邊一英委員、3番、嘉藤太加雄委員、7番、五十嵐秀一委員、9番、大桃伸之委員、16番、佐藤満委員、24番、阿部銀次郎委員、25番、清野秀作委員、27番、内山敏雄委員、以上の委員は農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午後3時20分 1番渡邊一英委員、3番嘉藤太加雄委員、7番五十嵐秀一委員、
9番大桃伸之委員、16番佐藤 満委員、24番阿部銀次郎委員、
25番清野秀作委員、27番内山敏雄委員退席）

議長（野崎会長）

それでは、事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明申し上げます。議案の２ページをお開きをお願いいたします。今月の申請は６件で、合計面積１万６，９７２㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行委員会であつせん委員より報告をいただいた案件であります。

１ページにお戻りをお願いいたします。６１８番は、東鱒田地内の農地２筆、２，９９３㎡をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は、１０ａ当たり約〇〇〇万〇，〇〇〇円であります。

６１９番は、院内地内の農地２筆、５，９８２㎡をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は１０ａ当たり約〇万円であります。

６２０番は、鬼木新田地内の農地２筆、３，９３２㎡をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は１０ａ当たり約〇〇万〇，〇〇〇円であります。

６２１番は、下保内地内の農地１筆、１，２５９㎡をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は１０ａ当たり〇〇万円であります。

６２２番は、同じく下保内地内の農地２筆、１，５６９㎡をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は１０ａ当たり約〇〇万〇，〇〇〇円であります。

６２３番は、中野原地内の農地１筆、１，２３７㎡をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は１０ａ当たり〇〇万円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。議案の４０ページをお開きをお願いいたします。４０ページでございます。今月の申請は、新規設定６９件、面積４５万９，７９６．９３㎡、再設定３７件、面積２０万７，９２２㎡、合計では１０６件、面積６６万７，７１８．９３㎡であります。

それでは、戻りまして、３ページの６２４番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び１０ａ当たり賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

６２４番から、１１ページになりますが、１１ページの６５２番までの２９件につきましては、相対でそれぞれ新規に利用権設定するものであります。

６２４番から順にご説明申し上げます。

６２４番は、石上３丁目地内の農地２筆、１，８３０㎡、６２５番は井栗地内の農地３筆、３，３３４㎡、６２６番は須頃３丁目地内の農地１筆、１，４６５㎡、６２７番は東光寺地内の農地７筆、１万７，４４０㎡、６２８番は南入蔵地内外の農地計１０筆、２万２９．４５㎡、６２９番は若宮新田地内外の農地計４筆、１万６２０㎡、６３０番は笹岡地内の農地１筆、４２５㎡、６３１番は同じく笹岡地内の農地１筆、１，５０１㎡、６３２番は棚鱗地内の農地２筆、５，２８９㎡、６３３番は長野地内の農地１筆、３，００８㎡、６３４番は森町地内の農地３筆、５，９１３㎡、６３５番は同じく森町地内の農地４筆、７，８８９㎡、６３６番は塚野目１丁目地内の農地１筆、１，４１４㎡、６３７番は井栗１丁目地内の農地１筆、２，０２３㎡、６３８番は柳橋新田地内の農地５筆、３，３８７㎡、６３９番は三柳地内の農地５筆、３，８８６．９１㎡、６４

0番は笹場地内外の農地計4筆、2, 205㎡、641番は福島新田地内の農地5筆、1万403㎡、642番は鬼木地内外の農地計4筆、7, 459㎡、643番は笹岡地内の農地2筆、2, 967㎡、644番は東裏館3丁目地内の農地1筆、1, 000㎡、645番は栗林地内の農地3筆、2, 193㎡、646番は長嶺地内の農地9筆、7, 433. 06㎡、続きまして647番は吉田地内の農地16筆、3, 132. 73㎡、648番は月岡地内外の農地計3筆、1, 739㎡、649番は代官島地内外の農地計4筆、3, 842㎡、650番は笹岡地内外の農地計8筆、7, 024㎡、651番は檜山地内の農地1筆、1, 188㎡、652番は同じく檜山地内の農地1筆、505㎡、以上29件につきましては相対で新規にそれぞれ利用権設定するものであります。

次の653番から17ページになりますが、17ページの673番までの21件につきましては、農地利用集積円滑化団体であるにいがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

653番は、如法寺地内の農地2筆、1, 921㎡、654番は長嶺地内の農地2筆、3, 817㎡、655番は金子新田地内外の農地計3筆、8, 151㎡、656番は西中地内の農地1筆、1, 147㎡、657番は月岡4丁目地内の農地3筆、1, 036㎡、658番は吉田地内の農地3筆、5, 919㎡、659番は如法寺地内の農地1筆、664㎡、660番は長嶺地内の農地2筆、1, 890㎡、661番は西本成寺地内の農地19筆、1万3, 102. 13㎡、662番は如法寺地内の農地2筆、1, 545㎡、663番は吉田地内外の農地計3筆、7, 968㎡、664番は五明地内の農地1筆、961㎡、665番は東鰯田地内の農地5筆、2, 983㎡、666番は吉田地内外の農地計4筆、7, 752㎡、667番は如法寺地内の農地2筆、2, 685㎡、668番は月岡地内の農地4筆、1, 972㎡、669番は月岡地内外の農地計6筆、3, 811㎡、670番は長嶺地内の農地2筆、1, 292㎡、671番は同じく長嶺地内の農地10筆、1万3, 444. 10㎡、672番は東鰯田地内の農地2筆、1, 942㎡、673番は下保内地内の農地1筆、9, 781㎡、以上21件は、にいがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の674番から28ページになります。28ページの692番までの19件につきましては、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権設定するものであります。

それでは、674番から順にご説明をいたします。

674番は、牛ヶ首地内の農地15筆、6, 454㎡、675番は西中地内外の農地計11筆、2万1, 590㎡、676番は福島新田地内の農地14筆、2, 472㎡、677番は福島新田地内外の農地計10筆、1万8, 106㎡、678番は岩淵地内外の農地計7筆、5, 880. 60㎡、679番は檜山地内外の農地計15筆、2万3, 830㎡、680番は笹岡地内外の農地計14筆、1万4, 204㎡、681番は中野原地内の農地5筆、6, 216㎡、682番は笹岡地内の農地10筆、1万1, 550㎡、683番は荻堀地内外の農地計15筆、1万4, 726㎡、684番は原地内の農地14筆、1万3, 523㎡、685番は笹岡地内外の農地計15筆、3万1, 461

m²、686番は下大浦地内の農地9筆、5, 185 m²、687番は大平地内の農地1筆、2, 904 m²、688番は北五百川地内の農地21筆、9, 786. 74 m²、689番は同じく北五百川地内の農地4筆、3, 336 m²、690番は桑切地内の農地20筆、1万4, 584. 61 m²、691番は駒込地内外の農地計27筆、1万8, 956. 60 m²、692番は落合地内の農地1筆、703 m²、以上19件につきましては、新潟県農林公社が新規に利用権設定をするものであります。

次の693番から40ページになります。40ページの729番までの37件につきましては、再設定でありますので、説明省略させていただきます。

続きまして、利用権変更に係る案件につきましてご説明申し上げます。41ページをお開きお願いいたします。

記載の293番につきましては、昨年12月総会におきまして、名下地内の農地5筆、1万1, 597 m²について、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間、利用権設定をすることでご承認をいただいたところでございますが、5筆のうち字若森317番地の1, 975 m²及び字下タ平2384番地、3, 525 m²の2筆について、所有者が死亡していることから相続人全員の同意を得た上で手続を行わなければならなかったところ、相続人全員の同意を得られていないことが判明をしたため取り消しをするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

失礼いたしました。議第1号の説明の後でございますが、大変恐縮ですが、議案訂正のお願いと、併せてお詫びを申し上げたいと思います。お手元に配付させていただきました議第1号正誤表をごらんをいただきたいと思います。33ページになります。706番でありますが、3159番地、3160番地及び3163番地の現況地目が「畑」と記載してございますが、正しくは3筆とも「田」、また10a当たり賃借料が「9, 709円」と記載してございますが、正しくは「2万円」でございましたので、訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、私の隣に着席願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

皆さん、お疲れさまでございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、1月25日、降雪による道路渋滞のため、開会時間を1時間10分繰り下げ、午前10時10分から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野

崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前１１時１０分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第１号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転６件、新規設定６９件、再設定３７件、合計件数１１２件です。面積６万４，６９０．９３㎡及び利用権変更１件、変更後面積７，０９７㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社に係る案件以外の９３件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定及び変更をする２０件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第１号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後３時４５分　１番渡邊一英委員、３番嘉藤太加雄委員、７番五十嵐秀一委員、
９番大桃伸之委員、１６番佐藤　満委員、２４番阿部銀次郎委員、
２５番清野秀作委員、２７番内山敏雄委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告いたします。

議第１号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第２号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

なお、３２番、坂井浩行委員は、農業委員会等に関する法律第２４条１項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午後３時４６分　３２番坂井浩行委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

42ページをお開きをお願いいたします。三条市長からの諮問書の写しでございます。

43ページは、議第2号の参考としまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条を添付させていただきました。

本議案は、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により、新規に利用権設定をする農用地、22万5,468.55㎡の利用配分計画（案）及び昨年12月総会におきまして異議ないものと認めた利用配分計画（案）の変更についてご審議をお願いするものでございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第19条第3項の規定により、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

なお、議第2号参考といたしまして、昨年12月末現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますので、併せてごらんをいただきたいと思います。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。44ページをお願いいたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、ご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の674番におきまして、新潟県農林公社が利用権を設定する牛ヶ首地内の農地15筆、6,454㎡を記載の借受人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

2番は、675番、西中地内外の農地計12筆、2万1,590㎡、3番は676番、福島新田地内の農地14筆、2,472㎡、4番は677番、新堀地内の農地1筆、2,999㎡、5番は677番及び678番、福島新田地内外の農地計16筆、2万987.60㎡、6番は679番、檜山地内外の農地計12筆、1万4,445㎡、7番は同じく679番、笹巻地内の農地3筆、9,385㎡、8番は680番、681番、682番、683番、684番及び685番、中野原地内外の農地計73筆、9万1,680㎡、9番は686番、下大浦地内の農地9筆、5,185㎡、続きまして10番は687番、大平地内の農地1筆、2,904㎡、11番は688番、北五百川地内の農地21筆、9,786.74㎡、12番は689番、北五百川地内の農地4筆、3,336㎡、13番は690番、桑切地内の農地20筆、1万4,584.61㎡、14番は691番、駒込地内外の農地計27筆、1万8,956.60㎡、15番は692番、落合地内の農地1筆、703㎡、以上15件につきましては、それぞれ記載の借受人に新

規に貸し付けをしたいとするものでございます。

５２ページをお願いいたします。５２ページでございますが、昨年１２月総会におきまして、異議ないものと認めた利用配分計画（案）の変更についてご審議をお願いするものでございます。

６番につきましては、農地の集約化を図るため、記載の借受人から記載の借り受け人に変更するものでございます。そのほかは変更ございません。

４６番は、議第１号『農用地利用集積計画の承認について』におきまして、利用権変更についてご審議をいただいた案件でございます。昨年１２月総会におきまして、記載の借受人に名下地内の農地５筆、１万１，５９７㎡を配分することで異議ないものと認めた案件でございますが、５筆のうち、字若森３１７番地の１、９７５㎡及び字下タ平２，３８４番地、３，５２５㎡の２筆について、所有者が死亡していることから相続人全員の同意を得た上で手続を行わなければならなかったところ、相続人全員の同意を得られていないことが判明したため、この２筆、４，５００㎡を配分計画（案）から削除し、農地３筆、７，０９７㎡を配分したいとするものでございます。そのほかについては変更はございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

２１番、阿部新一郎委員。

第２調査部会長（２１番阿部新一郎委員）

議第２号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、配分計画（案）１５件、面積２２万５，４６８．５５㎡及び配分計画（案）の変更２件、変更後面積９，１２０㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第２号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第２号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。

退席委員の着席を願います。

(午後3時55分 32番坂井浩行委員着席)

議長(野崎会長)

退席された委員に報告します。

議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申することに決しました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、18番、内山清委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席を願います。

18番(内山 清委員)

18番、内山です。次の議案に私の関連の件がありますので、議事参与の制限により退席いたします。

(午後3時56分 18番内山 清委員退席)

議長(野崎会長)

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

では、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案の55ページをお願いいたします。今月の申請は5件で、合計面積3万7,812.60㎡であります。

53ページにお戻りをお願いいたします。58番は、西本成寺2丁目地内外の農地計2筆、97㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

59番は、矢田地内外の農地計23筆、4,468㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇万円であります。

60番は、下須頃地内の農地1筆、42㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

61番は、花渚地内外の農地計13筆、1万3,330㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

62番は、駒込地内外の農地計31筆、1万9,875.60㎡を同じく譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

２１番、阿部新一郎委員。

第２調査部会長（２１番阿部新一郎委員）

議第３号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』は、売買によるもの２件、贈与によるもの１件、使用貸借によるもの２件、合計件数５件、面積３万７、８１２．６０㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第３号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後４時１０分 １８番内山 清委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第３号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり許可することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第４号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

では、議第４号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

議案の５６ページをお開きをお願いいたします。今月の申請は２件で、合計面積６９８㎡であります。

２５番は、上保内地内の農地１筆、１７１㎡を売買により取得し、既存宅地２２４．１９㎡と一体利用し、住宅１棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、１㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、ＪＲ保内駅南西１

00m付近で、300m以内に駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては議第5号の87番で農地法第5条の許可申請がなされております。

26番は、直江町4丁目地内の農地2筆、527㎡を売買により取得し、住宅1棟及び資材置き場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、三条直江簡易郵便局南西700m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第5号の88番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告をお願いいたします。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積698㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

58ページをお開きをお願いいたします。今月の申請は7件で、合計面積1万3,2

68㎡であります。

では、57ページにお戻りをお願いいたします。87番及び88番は、先ほどご審議いただきました議第4号『事業計画変更申請について』の25番及び26番でそれぞれご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

89番は、興野3丁目地内の農地1筆、380㎡を賃貸借権の設定により、既存宅地22㎡と一体利用し、駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条塚野目郵便局南東300m付近で、都市計画用途地域の近隣商業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

90番は、柳沢地内の農地3筆、147㎡を使用貸借権の設定により、既存宅地等84.8㎡と一体利用し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、県立三条テクノスクール東側300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

91番は、直江町4丁目地内の農地1筆、1,315㎡を売買により取得し、工場1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、三条直江簡易郵便局南西600m付近で、都市計画用途地域の工業専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、92番は、善久寺地内の農地2筆、1,795㎡を売買により取得し、払い下げ予定の既存水路敷37㎡と一体利用し、駐車場及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、JAにいがた南蒲いちい支店西側100m付近で、住宅や業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

93番は、田屋地内の農地4筆、8,933㎡を使用貸借権の設定により、砂利採取のため、平成28年3月15日から平成29年12月14日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、田屋ふれあいセンター西側400m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数7件、面積1万3,268㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明をいたします。

今回ご審議をいただく案件の中に、土地改良事業完了後、8年未経過の土地はございません。

最初に、三条地区についてご説明いたします。議案の59ページをお願いいたします。三条地区でご審議をいただく案件は重要変更1件であります。

申請者は、株式会社アクティスであります。位置につきましては、60ページの変更（案）箇所詳細図をごらんいただきたいと思います。申請土地は、東本成寺510番地の1筆、地目は田、面積は1,001㎡でございます。申請者は、隣接地でスイミングスクールを営む事業所です。変更理由は、会員数の増加及び借用駐車場の返還に対応するため、申請地に駐車場を設置したいものであります。位置選定に当たり、付近の用途地域及び農振白地地域では土地所有者の利用予定があること等で断念し、駐車場利用者の利便性等を考慮し、スクール校舎と隣接している申請地を選定されたものです。施設の概要は、会員及び従業員用駐車場42台分となっております。

次に、栄地区についてご説明をいたします。61ページをお願いいたします。栄地区でご審議をいただく案件は重要変更1件であります。

申請者は、〇〇〇〇さんでございます。位置につきましては、62ページの変更（案）箇所詳細図をごらんください。申請土地は、吉野屋字餅田1019番地の1筆、地目は田、面積は515㎡であります。申請者は、吉野屋地内に居住し、建築業を営んでいる方で、作業所と資材置き場がある借地を土地所有者の意向により返還しなければならなくなったため、自宅事務所付近で新たに作業所と資材置き場を設置するものです。位置選定に当たり、付近の農振白地地域内を検討されたものの、所有者の利用予定があるこ

とや地権者の同意が得られなかったことから断念し、自己所有する資材置き場用地と一体利用できることから、当該地を選定されたものです。施設の概要は、建築業の作業所 1 棟であります。

次に、下田地区についてご説明いたします。63 ページをお願いいたします。下田地区でご審議をいただく案件は重要変更 2 件であります。

それでは、1 件目についてご説明いたします。申請人は、有限会社弥久保商店であります。位置につきましては、64 ページの変更（案）箇所詳細図をごらんください。申請土地は、荻堀字京坪 1097 番地の 3 の 1 筆、地目は田、面積は 1,212 m² であります。申請者は、鋼材の組み立て販売業を営んでおり、今後の受注増加に対応するため、申請地に完成部品の一時保管用倉庫を建設したいものであります。位置選定に当たり、付近の農振白地地域内には未利用地がないために断念し、既存施設との一体性が図れる最適地ということで、南側隣接地である当該地を選定されたものであります。施設の概要は、倉庫 1 棟となっております。

次に、2 件目についてご説明いたします。申請者は、〇〇〇〇さんであります。位置につきましては、65 ページの変更（案）箇所詳細図をごらんいただきたいと思います。申請土地は、北五百川字駒木野 3081 番地の 1 の 1 筆、地目は畑、面積は 74 m² でございます。申請者は、申請地の隣接地に居住している農業者であります。市道横沢線道路改良事業のため、今までの乗り入れ通路が使用できなくなったため、申請地を通路として使用したいものです。施設の概要は、通路となっております。

以上、合計 4 件であります。ご審議の上、意見決定賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

21 番、阿部新一郎委員。

第 2 調査部会長（21 番阿部新一郎委員）

議第 6 号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で件数 1 件、面積 1,001 m²、栄地区では件数 1 件、面積 515 m²、下田地区では件数 2 件、面積 1,286 m²、合計件数 4 件、合計面積 2,802 m²で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受けて、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 6 号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『非農地通知の取消願について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第7号『非農地通知の取消願について』ご説明をいたします。

議案の66ページをお願いいたします。1番、吉野屋地内の2筆、合計122㎡について非農地通知の取消願があったものです。

該当する土地は、平成20年度に現地調査を経て、10月総会で遊休農地と判断し、平成20年11月5日付で所有者に非農地通知書を送付したものです。

農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断されたことから、現況地目を遊休農地として農地台帳から除外いたしました。このたび畑として利用し、今後も引き続き畑として管理することから、非農地通知の取消願があったものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第7号『非農地通知の取消願について』は、件数1件、願い出者1名の申請について、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地法第2条第1項の農地に該当することから、取消願は適当と判断いたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり非農地通知の取り消しをすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『平成28年度農作業賃金及び機械作業料金について』を議題といたします。

この案件につきましては、今までも総会に上程させていただいて農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経緯があります。今回も農政対策部会に付託したらいかがとご提案申し上げます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、この件につきまして、皆様のほうから何か要望的なものはありませんでしょうか。

ないようですので、議第8号につきましては、農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告を願います。

農政対策部会長は、私の隣に着席願います。

15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

本年もよろしくお願いいたします。それでは、報告いたします。

昨年11月30日の総会終了後、農政対策部会に対して参考賃借料の設定についての検討依頼がありましたので、これを議題といたしまして、12月22日、野崎会長、村山会長代理、原部会長代理、私と事前打ち合わせを行い、1月25日午後1時30分から野崎会長の出席を得て農政対策部会を開催いたしました。その概要についてご報告いたします。

ご承知のように、農地法が改正され、平成21年度から標準小作料制度が廃止されました。それにかわるものとして、農林水産省が示している農地法の運用の中で賃貸借契約を締結する場合の目安となるような地域の実情を踏まえた賃借料情報を提供することとしており、三条市農業委員会におきましても平成21年度以降は毎年、前年に締結さ

れた賃借料情報を提供してまいりました。

これに対して、参考賃借料とは、以前の標準小作料と異なり、契約金を拘束するものではありませんが、標準小作料に準じて粗収入から生産費用等を差し引いた金額を賃借料とすることが一般的な方法であると認識しております。

県内では、上越市や村上市の農業委員会が参考賃借料を設定しましたが、上越市では県普及指導センター、農協、貸し手側、借り手側、農業委員会で組織する上越市参考賃借料検討会を設け、設定いたしました。対象となる地域は、圃場整備や農地の流動化が進む平場のみとし、10ha程度の水田を経営するケースを想定し、コシヒカリを7割、こしいぶきを3割とし、算定しております。ただし、実際の契約においては、個々の実情により条件が異なりますので、貸し手、借り手両方で十分協議してくださいとしております。

三条市における平成27年に利用権設定された賃借料の傾向といたしましては、三条地区、栄地区、下田地区ともかなり下がっております。こうした実情を踏まえながら、三条市農業委員会として参考賃借料を設定するべきかどうか意見交換を行いましたので、その要旨についてご報告いたします。

利用権設定の契約額に大きな開きがある。それぞれの実情に合わせて相対で価格を設定している現状であり、参考賃借料を示すことは逆に混乱を招くことになるのではないかな。

その地域の関係者が集まって賃借料を決めているところは参考賃借料は示すことで、やはり混乱を招くことが懸念される。

地域や場所によって、圃場の条件、土地改良費の負担額などが異なる中、正しい賃借料というものはない。貸し手、借り手の歩み寄りで決まるものである。

受け手の経営規模も大小いろいろであり、一定基準の収支計算によって算定される参考賃借料は実情に合わない。

参考賃借料を示すことで、それが標準となり、今まで話し合いで決めていたところが振り出しに戻ってしまう。

以上の意見を踏まえて、農政対策部会の結論としましては、法律で定めることとされていた標準小作料制度が廃止されることもあり、現在締結している賃借料には大きな開きがある。受け手の経営規模や圃場の条件、土地改良費の負担などによって差が生じるものであり、多くの出し手、受け手にとって参考となる金額を示すことは難しく、混乱を招くことから、参考賃借料は示さないという結論に至りました。

一方、近年は米価の下落を反映したものと思いますが、先ほど申したように、平成27年の賃借料は三条地区、栄地区、下田地区とも大きく下がっています。農業委員会だより「向日葵」に掲載する賃借料情報には、その傾向がわかるように、例えば過去から現在までの賃借料の推移を示す、また前年分の賃借料については1年のトータルではなく、前年10月から12月までの直近の傾向も併記することで、翌年以降に実際に支払われる賃借料の傾向がわかります。このように今後の賃借料情報については、よりわかりやすいものを提供してまいりたいと考えております。

その他といたしまして、平成２２年から実施しているクリーン作戦につきまして、近年はごみのポイ捨てが減っており、一定の成果が見られたこと、また多面的機能交付金事業を活用してクリーン運動を実施している地域もあることから、平成２８年度以降は実施しないことにいたしました。

次に、毎年実施している水稻作況調査につきまして、平成２８年度は実施するかどうかについて協議しました。水稻作況調査は、農業委員会の役割として義務づけられているものではないこと、過去の水稲作況調査は市の農業所得標準課税の基礎資料として活用していましたが、現在の農業所得は収支計算による課税へと変わり、作況調査の意義は薄れてきていることなどにより、中止してもよいのではないかという意見がありました。

一方、農業委員として三条市農業の主要作物である水稻の作況を把握しておく必要があるのではないかと、また農業委員の目に見える活動として継続実施してはどうかなどの理由により、平成２８年度も引き続き実施することにいたしました。

以上で農政対策部会からの報告を終わりにさせていただきます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

３４番、廣川委員。

３４番（廣川哲也委員）

３４番、廣川です。今農対部長のほうからそれぞれご説明がありました。ただいまご説明があったものを農業委員会のホームページ等で広く関係者の方にご案内をしていたきたいというふうにお願いをしたいと思います。

それと、賃借料情報を提供しているわけですが、この賃借料情報が賃借料の決定の参考水準として認識をされているという中で、決してこの賃借料情報が賃借料の水準をあらわしていないんだというところに問題があって、各地区で参考賃借料の設定の動きが広がっているという認識に至って、私の関係者のところからぜひ農業委員会で音頭をとってやってくれというお話があった経緯があります。ですから、関係者、ＪＡの関係、土地改良区等々も含めて、皆さんが、いや、かえってこんなことをすると混乱を招くんだよというような話であれば、それでいいんだろうと思いますが、私が承知している範囲では、やはり農業委員会が主導して参考賃借料を設定してもらいたいということでございます。ですから、上越市の云々等とかそういうことでなくて、やはり賃借料を決めるときの実勢をあらわすものを欲しているんだろうというふうに理解をしておりますので、いずれにしても、本年度の賃借料情報については、日もございませんものから、こういうことになろうとは思いますが、来年度に向けて引き続きいろいろ各種団体も含めてヒアリングをしつつ、前向きに進めていっていただきたいということをご意見として申し上げます。

以上です。

議長（野崎会長）

廣川委員さんの言うことは大変理解できました。全ての農業団体の意向調査もしなさいということですが、ちなみに今回私個人的にたまたまJAの経営管理委員会会長の吉田文彦会長に会う機会がありましたので、賃借料についてお伺いしたわけでございますが、組合としては、やはり農協は利用者の設定の中で動かなければならないということで、あくまでも相対の数字でいくのが我々の農協サイドの考え方であるというふうにおっしゃっておりました。そういう意見の中で、今回こういう形になりましたが、これをぜひ理解していただいた中で、また来年度に廣川委員が言われるように何か方策を講じて考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

よろしいですか。

34番（廣川哲也委員）

はい。

議長（野崎会長）

捧委員。

17番（捧 譽委員）

17番ですが、私は廣川委員と同じようなことを現場から言われまして、現場では参考になるものではなくて、むしろ混乱しているというようなことを言われまして、ぜひとももっと現場で相対のときに参考になるというか、話す材料になるようなものが欲しいと強く要望されておりました。現地では、ゼロから2万円程度ですか、さまざまですね。……（テープ交換）……何か参考のもとでやらないと、うまくいかないんじゃないかというふうに思うわけです。

先ほどそれ、よりわかりやすい情報とおっしゃいましたよね。私が考えるには、今生産者米価はこうだし、農業機械も高くなったし、いろいろやっぱりどのぐらい費用がかかるのか、あるいはどのぐらいの収益になるのか、そういった参考のものを出したほうが話しやすいんじゃないかと。それで、ああ、こんなもんだと。これは農業委員会に出したんだから、あるいは農水省統計事務所に出したか、どうなるかわかりませんが、また将来的には農業委員会みずから作況調査のような経営調査みたいのをやって出すのかどうか、それは今後の問題ですが、ぜひやっぱりそういった数字は出す必要があるんじゃないかと。

相対といっても、何が相対とか、特にまた出し手側もわからないですね、農業から離れている中で。やっぱり一方的に言われたので、何と言って。そして、うちの地域では今全体で今まで受けていたところは引き上げて、地元が受け手がなくなってきている。入ってきている受け手も地域でいろいろいざこざがあったり、すっきりしないということで、何か良識的な我々はこうだと言わなくても、参考になるようなデータ、数字というか、標準小作料ではないけれども、そういうほかにも標準小作料というのがあって、そのことがあったとなると、そういったものをやっぱり出していったほうがいいんじゃないかと。今回総会のほうでぜひおまえ言ってくれと言われたので、私は急遽そのことも要望します。

議長（野崎会長）

捧委員の言われたことに対しまして、いい貴重な意見をいただきましたことには厚く御礼を申し上げます。その件につきましても今後、廣川委員の内容と同じように、来年度以降、考えていきたいと思いますが、ただし今回私、言いわけをするわけではございませんが、生産費コストを出したらどうかと話をした経緯もあります。その中において、やはり今大規模農家が年々ふえている中、面積、いろいろまちまちということで5ヘクタールあるいは10ヘクタール、20ヘクタール、それぞれみんな異なっているわけでございます。その中で、生産費コストを出せと言われても、恐らく異なってくるのではないかなということで、今回農政対策部会長、刈屋委員が言われたような体制をとったわけでございます。あくまでも27年度の10月以降の数字を参考数字として出したいと思いますので、その辺ご理解願いたいと思います。捧委員の言われたことに対しまして、来年度以降、今年度中にまた考えていかなければならないかなと思っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

17番（捧 譽委員）

生産費についてはケース・バイ・ケースで、今ちまたに出ているというか、そう大きくなっていませんけど、統計事務所の出している数字がありますよね。あれは規模別に出ていますね。ああいったものも一つの材料になるかと思うんです。その意味については、ちまたというか、ホームページか何か出すと出ますよね。出るんですが、それを知っている方というのはほとんど、特に出し手側、今農業をやる人で委託する方、わからないんじゃないかと思って、そして中には今までの感覚でもって、いや、もっと金取っているんじゃないかとか思っている人もおるし、いや、また今非常に厳しいんだというようなことで言われている事例もあるかもしれないんですが、そういったことをやっぱりもやもやした状態で進むんじゃないかと、何かどれだけきちんとしているかわからないけども、そういうデータがないわけじゃない。そのデータをやっぱり今後もまたさらに地域に合ったものにしていくという努力をこの農業委員会は率先してやっていくべきじゃないかと私は思うんですが、追加ですが。

議長（野崎会長）

わかりました。そのように今後努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

16番。

16番（佐藤 満委員）

今捧さんも廣川さんも言われたことなんですけども、私も今回10月半ばからこういうことが言われて、一応地区の中野原生産組合組織に1反当たり、10a当たりみんな作業をして、もう百姓をできない、標準化している作業できないので、みんな生産組合組織に任せておくという人があらわれましたので、これを一応どのくらいかかるんだか、書いたものを生産組合からもらいまして、そのお客様に大体1反当たりこういうのがかかりますと。一旦作業委託の中に入っていないのがありまして、というのは畦畔のあぜというところが下田地区は大変面積が広過ぎるので、その追加量の面積も大体面積当たり幾ら幾らときちっと書いてありましたので、ああ、なかなか細かいことも書いてある

など。作業は田んぼの中で秋作業もございましたが、下田地区中野原地内で生産組合が新しくございました。住民はちょっと出てきました。それだけ農薬もかかるし、きちつと農薬からこやしもまいていって、乾燥しなくて田んぼの中での農作業で12万かかるということでお客さんにお示しいたしました。本当にそれでも1個言うて作業、自分の田んぼを守るためにはやっぱりそのぐらいかかっても仕方ないというあらわれだと思いますが、本当に皆さん、作業をさせてもらうと、細かく書いてもらって、そのかわり下田地区の畦畔のいっぱいのところは農家から水田の耕作面積より畦畔のほうにまくお金のほうがでっかいと、そういうことで本当にかわいそうだなと思うところもありました。そういうことで、一部の生産組合組織とか法人の組織では、やっぱりそれがもとでお客さんを困らせるわけでもないが、私たち作業をしてこのぐらいかかりましたという値段を各地区の法人化生産組合できちつとしたのをまとめたのを提出して把握したほうが我々の機械、賃金等もやりやすいと思います。そういうところもありましたら、栄地区、三条地区の農業関係団体もそういうのを寄せて、地区地区にやっぱりこういう細かくななくても大ざっぱでもよいですが、書いたほうがいいんじゃないかなと。というのは、なぜかという、穂肥も1回40kgをまくところもあれば25kgで終わるところもありますが、それはそれとして別にしていんですけど、作業委託の機械はほとんど同じ作業をいたしますので、そのぐらいのことは大体生産組合組織の人たちの名下地区、下田は加工そばとか中野原とか大浦地区とかいろいろ地区によって違うと思いますが、やっぱりそういう生産組合組織から一応そういうものを出してもらって、それを注文したほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

佐藤委員の内容につきましても今後検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんでしょうか。

ないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』終了します。

農政対策部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

来月の総会は、第1調査部会の当番でございます。2月の25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員の方は、出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

議第8号『平成28年度農作業賃金及び機械作業料金について』の審議の結果、農政対策部会に付託を受けましたので、2月19日午後1時半から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日午前9時半開会を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後4時40分 閉会

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（１１番）

議事録署名委員（２５番）
